

# 資料編





---

## 資料編

---

- 1 平塚市子ども・子育て会議条例
- 2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱
- 3 平塚市子ども・子育て会議委員名簿
- 4 策定経過

上記1～4は本計画の確定版に掲載いたします。

**【あ行】****育児休業制度（30、61、102、124ページ）**

労働者は、事業主に申し出ることによって、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで養育するために、育児休業をすることができる。また、保育所等に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合は、事業主に申し出ることによって、子が1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる。さらに、平成29年10月の法律改正において、保育所等に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合は、同様に事業主に申し出ることによって、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるようになった。

**インクルーシブ教育（67ページ）**

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざすもの。

**【か行】****合計特殊出生率（9ページ）**

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

**子育て安心プラン（1、121ページ）**

国として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保する。遅くとも平成32年度末（令和2年度末）までの3年間で全国の待機児童を解消させる。また、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末（令和4年度末）までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する。

**子育て世代包括支援センター（9ページ）**

母子保健法上は、「母子健康包括支援センター」という。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことによって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。

## 子ども・子育て関連3法（1ページ）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を勘案し、子どもやその保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度を施行するために制定及び改正した法律を指す。

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

## 【さ行】

### 児童相談所（33、47、59、87ページ）

児童福祉法を根拠として、都道府県が設置する義務のある施設。児童及び妊産婦の福祉に関して、実情把握や相談に応じる。必要に応じて児童を一時保護する施設を設けなければならない。

### 新・放課後子ども総合プラン（54、55、84ページ）

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める。（2019年度から）2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性の就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す。

### 新生児聴覚スクリーニング検査（75、93ページ）

生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳の聞こえの検査であり、検査には、AABR（自動聴性脳幹反応）とOAE（耳音響放射）の2種類がある。

赤ちゃんがぐっすり眠っている状態で小さい音を聞かせて、耳や脳から出る反応波形を測定し、耳の聞こえが正常かどうか自動的に判断する検査で、数分間で終わり、痛みなどはない。

## 総合的な学習の時間（65ページ）

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、教科の枠を越えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

## 【た行】

### 地域共生社会（2、41ページ）

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会のこと。

## 【な行】

### 認可外保育施設（122ページ）

児童福祉法第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。原則として都道府県への届出が必要となる。

## 【は行】

### バリアフリー（36、72ページ）

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員（60、92、124ページ）

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

## 【や行】

### ユニバーサルデザインタクシー（72ページ）

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすい新しいタクシー。

### 幼児教育・保育の無償化（63、93、107ページ）

令和元年10月に実施された消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減措置を図る少子化対策。

## 【ら行】

### 利用者支援事業（104、117ページ）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

- ・基本型 子ども及びその保護者等に対する教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用支援
- ・特定型 待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業の利用支援
- ・母子保健型 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等の専門的な見地からの相談支援等

**ひらつか子育て応援プラン**  
**第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画**  
**【素案】**

令和元年11月

編集・発行 平塚市健康・こども部保育課  
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
電話 0463-23-1111 (代表)  
0463-21-9842 (ダイヤルイン)  
FAX 0463-21-9738  
メール hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp